

## 第74号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年10月27日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成30年品川区条例第6号)

の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用されている職員」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員(次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同項第2号中「地方公務員法第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「第2号」を「第2号。以下「定年条例」という。」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 定年条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第6

3号) 附則第4条第1項もしくは第2項、附則第5条第1項もしくは第3項、附則第6条第1項もしくは第2項または附則第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員をいう。) は、改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(説明) 職員の定年引上げ等に伴い、公益的法人等に派遣することができる職員を見直す必要がある。